

東海村阿漕ヶ浦公園・神楽沢近隣公園

指定管理者募集要項

東海村内の都市公園は、良好な都市景観の形成、都市環境の改善や豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供などを目的に設置、運営をされています。

このうち、阿漕ヶ浦公園及び神楽沢近隣公園（以下「公園」という）の管理に関する業務を効果的、効率的かつ安定的に行うため、「地方自治法（昭和22年法律第26号）第244条の2第3項」（以下「法」という）、「東海村都市公園条例（昭和54年東海村条例第1号）」（以下「条例」という）及び「東海村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成17年東海村規則第36号）」（以下「規則」という）の定めるところにより、次のとおり指定管理者を募集します。

1 指定施設の概要

指定施設の概要は、資料1「阿漕ヶ浦公園の概要」及び資料2「神楽沢近隣公園の概要」のとおりです。

- (1) 阿漕ヶ浦公園管理棟については、令和4年度に実施した耐震診断の結果、耐震基準を満たさないことが判明しており、見守り小屋を臨時の管理棟として使用することとします。
- (2) 阿漕ヶ浦公園野球場及び阿漕ヶ浦公園ホッケー場については、令和9年度より生涯学習課に移管することに伴い、管理区域から除外することとします。

2 指定管理者の業務の範囲

- (1) 指定管理者が行う業務の範囲については、条例第18条に掲げる業務とします。
- (2) 具体的な業務の内容及び管理の基準については、別添「阿漕ヶ浦公園・神楽沢近隣公園指定管理仕様書」（以下「仕様書」という）によるものとします。
- (3) 指定管理者は維持管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし業務の一部については東海村（以下「村」という）と協議のうえ、委託することができます。
- (4) 将来的に村の整備計画等に伴い、指定管理期間中に管理区域や業務内容等が変更となる可能性があります。

3 指定の期間

- (1) 指定管理者が管理を行う期間は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間を予定しています。なお、指定管理者の指定に関しては、令和

8年12月に開かれる東海村議会での議決をもって正式に決定します。

- (2) 指定期間中であっても、村は法第244条の2第11項の規定により、指定管理者が必要な指示に従わないときその他当該指定管理者による管理の継続をすることが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

4 指定管理業務に係る経費

(1) 経費に関する協議

指定管理業務に要する経費については、村で経費を算出し、指定管理者からの収支計画表を基に、予算の範囲内で村と指定管理者で毎年度締結する協定において定めます。

(2) 経費の支払

ア 村は、指定管理業務に要する経費から自主事業による収入等を差し引いた額を指定管理料として、各年度の予算の範囲内で指定管理者に支払います。

イ 指定管理料の金額、支払時期、支払方法については、指定管理者と協議の上、毎年度の年度協定において定めます。

ウ 収支計画書（様式第4号その1～4）の作成に当たっては、資料3「阿漕ヶ浦公園・神楽沢近隣公園指定管理料参考価格」の算定を参照してください。

村が支払う指定管理料は、村内都市公園の管理実績や物価などを勘案し、令和9年度から令和12年度4年間の指定管理料参考価格は次のとおりです。

- ・ 247,191,000円（消費税相当額を含む）

※ 参考価格は、公園の管理運営に係る最低限実施すべき業務に必要な経費であり、村が指定管理者に支払う指定管理料の目安です。

エ 消費税相当額等に変更があった場合は、その都度見直すものとします。

(3) 指定管理料の精算等

ア 指定管理者が条例及び仕様書に基づき当該業務を遂行する中で、経費の節減や自主事業による収入の増加など経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。また、指定管理者の管理運営に起因する収支の不足額については、原則として補填しません。

イ 公園施設の整備・改修等の費用については、村が負担します。

(4) 使用料に関する事項

公園の使用料（占用料を含む）は、村の収入とします。

5 指定管理者の申請要件

応募できる者は、公園を効率的、効果的かつ安定的に管理できる法人その他の団体とし、次の掲げる条件の全てを満たすものとします。なお、個人又は個人事業主による応募は受付ません。

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により、自らの責めに帰すべき事由により指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたことがある場合
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合を含む。）の規定により、村及び茨城県の一般競争入札又は指名競争入札の参加が制限されている場合
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の定めるところによる更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の定めによる再生手続きを開始し、又は開始する予定がある場合（構成手続き開始または再生手続き開始の決定を受けている場合を除く。）
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又はそれらに關与している疑いがある者の統制の下にある場合
 - オ 国税、県税及び村税を滞納しているもの（非課税団体を除く）
 - カ 申請日現在において村と係争中である場合
- (2) 平成28年度から令和7年度までの期間において、村内の都市公園又はこれに類する屋外施設の維持管理業務又はイベント業務を、村との直接契約又は協定により行った実績を有すること。
- なお、ここでいう契約又は協定の期間は1年間以上のものであること。
- (3) 複数の団体が共同事業体（以下「コンソーシアム」という）を構成して応募する場合は、あらかじめコンソーシアム結成の協定書等により定められた代表団体が申請手続きを行うこと。（他の法人等は構成員とする。）
- また、コンソーシアムの全ての構成員が上記(1)、(2)を、代表団体が(3)を満たしていること。
- (4) 同一の応募者（構成員を含む）が、複数案の申請に参加することはできません。

6 応募の手続き等

- (1) 募集要項の配布
- 募集要項（業務仕様書等の添付資料を含む。）を次のとおり配布します。
- ア 配布期間 令和8年9月7日（月）から令和8年9月18日（金）まで
 - イ 配布方法
 - ① 東海村公式ホームページへの掲載
 - ② 東海村建設部道路整備課（以下「所管課」という）（村本庁舎行政棟2階）での配布（閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- (2) 質問の受付及び回答
- ア 受付期間 令和8年9月7日（月）から令和8年9月18日（金）まで
 - イ 提出方法 別紙「質問書（様式第6号）」に記入のうえ、電子メール（FAX,

郵送も可)により令和8年9月18日(金)午後5時15分必着で提出してください。

- ウ 提出先 所管課
- エ 回答方法 質問及び回答は、随時東海村公式ホームページに掲載します。(質問書を提出した法人その他の団体名は非公表)なお、当該法人その他の団体の不利益となるおそれがある事項については、公表をしない場合があります。
- オ 最終回答 令和8年9月28日(月)午後5時15分までに行います。なお、質問がなかったときは掲載しません。

(3) 申請書類の受付

- ア 受付場所 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
所管課(村本庁舎行政棟2階)
- イ 受付期間 令和8年9月24日(木)から令和8年10月7日(水)まで
(閉庁日を除く。)
- ウ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(正午から午後1時までは除く。)
- エ 提出部数 正本1部(紙媒体)、副本8部(紙媒体の場合であり、電子データの場合は1部提出で可)
- オ 提出方法 正本は持参又は郵送によるものとし、副本について電子データで提出する場合に限り電子メールによる提出を可とします。なお、持参の場合は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに、郵送及び電子メールの場合は、令和8年10月7日(水)午後5時15分必着で提出してください。
また、データ容量の関係で外部メディアを使用する場合は、事前に所管課と協議をしてください。

7. 申請書類

コンソーシアムで申請する場合は、(1)、(3)、(4)、(5)以外の書類は全て構成員ごとに作成し提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2) 団体の概要に関する書類(様式第2号)
- (3) 事業計画書(様式第3号その1～その8)
- (4) 収支計画書(様式第4号その1～その4)
- (5) コンソーシアム結成の協定書又はこれに相当する書類の写し
※ コンソーシアムで申請する場合のみ提出してください。
- (6) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (7) 前年度の貸借対照表及び損益計算書
- (8) 法人にあっては、登記事項証明書
※ 原本又は写しのいずれかを提出すること。

- ※ 申請日から3か月以内に発行されたものであること。
- (9) 法人でない団体にあつては、役員名簿及び組織に関する事項に関して記載した書類又はこれらに相当する書類
- (10) 指定管理者指定申請に係る申立書（様式第5号）
- (11) 納税証明書（非課税団体は除く）
- ア 税務署が発行した国税に未納がないことを証する納税証明書（その3の3）
- イ 県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書（様式第40号の4（イ））
- ウ 東海村税務課が発行した村税に未納がないことを証する納税証明書
- ※ 原本又は写しのいずれかを提出すること。
- ※ 申請日から3か月以内に発行されたものであること。
- ※ イの書類は茨城県に納税義務がある場合のみ、ウの書類は東海村に納税義務がある場合のみ提出すること。
- (12) 村内の都市公園又は類似の屋外施設の管理運営、又はイベント業務の実績表（任意様式）
- (13) 施設の管理運営を行う上で関係する免許、登録、認証等を取得しているときは、その写し。
- (14) その他申請書類の作成及び提出に当たっての留意事項
- ア 申請書類の用紙サイズは、原本でサイズが決められているものを除き、A4サイズを標準としますが、表や図面など表示が難しくなる場合はA3サイズでも構いません。
- イ 正本の提出に当たっては、(1)～(13)の順に申請書類を並べてください。なお、ホチキス止めは行わず、クリップなどでまとめてください。
- ウ 副本において電子データで提出する場合は、申請者において作成し、又は公的機関から発行された書類を電子化（PDF化等）してください。
- エ 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- オ 必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。
- カ 村に提出した申請書類は返却しません。また、提出した申請書類の内容を変更することはできません。
- キ 提出した申請書類の内容に虚偽があった場合は、失格とします。
- ク 申請に当たり、法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えた場合は、申請者において一切の責任を負うものとします。
- ケ 村に提出した申請書類は、東海村情報公開条例（平成31年東海村条例第2号）の定めるところにより、情報公開の対象となります。（同条例第7条に規定する不開示情報は開示の対象とはなりません。）
- コ 村に申請書類を提出した後、申請を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。
- サ 不明な点がある場合は、所管課と協議をしてください。

8 資格審査

提出された申請書類に基づき、資格審査を行います。応募資格を満たさない場合又は次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関して、自らの団体が優位になることを企図して、指定管理者候補者選定委員会の委員を務める村職員に接触するなど不正行為が認められた場合
- (2) 募集要項に記載する事項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- (3) 提出期限を過ぎて申請書類が提出された場合

9 審査の方法

資格審査の後、規則第4条の規定により設置される東海村指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）における審査（書類審査及びプレゼンテーション、又は聞き取り調査）を行い、下記10の選定基準に基づき、提出された書類の審査及び聞き取り調査によって総合的な評価を行い、最も適当と認められる団体を選定します。

なお、審査の結果、指定管理者の候補者を選定しない場合もあります。

10 選定基準

条例第19条第2項の規定により選定基準を定めます。

- (1) 事業計画書等の内容が、住民の公平な利用を確保でき、かつ、サービスの向上を図ることができるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、公園施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

11 申請者に対する聞き取り調査

- (1) 村は審査に際して、次の日程で聞き取り調査を行いますので出席してください。詳細については、後日改めて申請者に連絡します。
- (2) 聞き取り調査日は令和8年10月28日（水）を予定しています。
調査日程は変更になる場合があります。時間や場所については、後日、所管課から連絡をいたします。
- (3) 正当な理由なく聞き取り調査に出席しない場合は失格とします。ただし、事前に出席できない理由を書面で提出し、その理由がやむを得ないものである場合を除きます。

12 選定結果の通知

- (1) 選定委員会による選定の結果については、全ての申請者に対して書面により通知します。
- (2) 選定の経過及び結果についての異議申し立ては受け付けません。

1 3 指定管理者の候補者選定の取り消し

指定管理者の候補者として選定された法人その他の団体が次のいずれかに該当する場合は、指定管理者の候補者の選定を取り消します。

- (1) 経営状況の悪化等により、指定管理業務の確実な履行が見込まれなくなった場合
- (2) 社会的な信用を著しく失墜させる行為等により、指定管理者の候補者として不適切であると認められた場合

1 4 指定管理者の指定及び指定の通知

- (1) 選定委員会で選定された指定候補者は、東海村議会（令和8年12月議会を予定）による議決を経て、指定管理者の候補者を指定管理者として正式に指定し、その旨を書面により通知します。
- (2) 村議会の議決が得られなかった場合は、その旨を書面により通知します。この場合において、指定管理者の候補者が支出した申請に係る費用その他一切の費用について、村は一切補償しません。

1 5 指定管理業務開始前の準備行為

- (1) 指定管理業務の開始に向けた準備行為（前指定管理者からの引継ぎを含む。）については、指定管理者の指定後、指定期間の開始前であっても村と協議のうえで行うことができるものとします。
- (2) 村は法第244条の2第11項の規定により、指定管理者が必要な指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

1 6 協定の締結

指定管理者の指定後（令和9年1月中旬頃）に、村と指定管理者は指定管理業務等の詳細について協議の上、指定期間（令和9年4月1日～令和13年3月31日）における基本的事項を定めた基本協定書を締結します。

なお、協定書に定めていない事項又は内容に疑義を生じた場合は、改めて協議をすることとします。

- (1) 基本協定に定める事項
 - ア 指定期間に関する事項
 - イ 指定管理業務に関する事項
 - ウ 委託料に関する事項

- エ 委託料の額の変更に関する事項
- オ 委託料の返還に関する事項
- カ リスク分担に関する事項
- キ 事業計画書の提出等に関する事項
- ク 定期報告に関する事項
- ケ 事業報告書の提出に関する事項
- コ 指定管理業務の引継ぎに関する事項
- サ 指定の取消し等に関する事項
- シ 設備及び備品の取り扱いに関する事項
- ス 消耗品の取り扱いに関する事項
- セ 施設の改築，修繕等に関する事項
- ソ 原状回復義務に関する事項
- タ 権利及び義務の譲渡の禁止に関する事項
- チ 自家用電気工作物に係るみなし設置者の指定に関する事項
- ツ 委託等の禁止に関する事項
- テ 文書の管理等に関する事項
- ト 情報の公開に関する事項
- ナ 個人情報の保護に関する事項
- ニ 損害賠償に関する事項
- ヌ 第三者への賠償に関する事項
- ネ 協定の改定に関する事項
- ノ その他の事項
- (2) 年度協定に定める事項
 - ア 委託料に関する事項
 - イ その他の事項

17 その他

(1) 事務の引継ぎ

ア 指定期間の終了又は指定の取り消しにより，時期指定管理者に指定管理業務を引き継ぐ場合は，必要に応じて研修を実施するなど，業務が円滑に引き継がれるように協力していただきます。

イ 村と協議のうえ設置した施設等のうち，原状回復すると公園利用者等に著しく支障が生じる施設等については，存置するものとし，次期指定管理者は前指定管理者とその使用等について十分協議し，別途契約するものとし，管理運営に支障のないようにしていただきます。

【問い合わせ先】

〒319－1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村 建設部道路整備課管理担当

電 話：029（282）1711 内線1231，1232

FAX：029（287）0658

メール：douroseibi@vill.tokai.ibaraki.jp

阿漕ヶ浦公園の概要

- (1) 名 称阿漕ヶ浦公園
- (2) 所 在 地茨城県那珂郡東海村大字村松 5 7 9 番（代表地番）
- (3) 施設詳細下記のとおり

令和 8 年 9 月 1 日 現在

全体敷地面積			87,879 m ²
公園施設	駐車場（第 1，第 2，第 3）		3 箇所
	未利用地（旧第 1 駐車場）		1 箇所
	園路		1 式
	遊具広場（おもいの公園）		1 箇所
	芝生広場		3 箇所
	見守り小屋（トイレあり）		1 棟
	トイレ建屋（A 棟，B 棟，野球場）		3 棟
	管理棟（備品一式を含む）		1 棟
植栽	高木		468 本
	寄植え		636 m ²
	芝生（スポーツ施設を除く。） ※特記事項あり。詳細は「注意事項」を参照。		21,800 m ²
ス【参考 ポ―ツ資 ー考 ツ資 施料 設】	スポーツ施設面積合計		32,100 m ²
	ホッケー場	人工芝	13,320 m ²
		照明設備	8 基
	野球場	芝	13,390 m ²
		土	5,390 m ²
		照明設備	4 基

注意事項

- 管理棟については，令和 4 年度に実施した耐震診断の結果，耐震基準を満たさないことが判明しており，見守り小屋を暫定の管理棟として使用する。

神楽沢近隣公園の概要

- (1) 名 称 神楽沢近隣公園（ネーミングライツ：グルービー樅の木公園）
- (2) 所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字村松 2 1 0 8 番 地先（代表地番）
- (3) 施設詳細 下記のとおり

令和 8 年 9 月 1 日 現在

全体敷地面積		25,540 m ²
公園施設	駐車場	1 箇所
	増設駐車場	1 箇所
	園路	1 式
	遊具	1 式
	バスケットコート	1 箇所
	トイレ	1 棟
植栽	高木	45 本
	寄植え	189.7 m ²
	芝生（張芝）	11,016.7 m ²
	芝生（改良芝）	6,643.3 m ²

注意事項

- バスケットコートの利用時間は下記のとおりとする。

5 月から 9 月まで：午前 9 時から午後 6 時まで

10 月から 4 月まで：午前 9 時から午後 5 時まで

阿漕ヶ浦公園・神楽沢近隣公園指定管理料参考価格（実績値より）

1 阿漕ヶ浦公園

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	3 箇年合計	摘要
指定管理料	30,752,540	30,008,540	31,031,240	91,792,320	有料公園施設分・ 受付業務分は除外
消費税相当額	3,075,254	3,000,854	3,103,124	9,179,232	
管理費合計	33,827,794	33,009,394	34,134,364	100,971,552	
変動率		97.58%	103.41%		当該年度／過年度

2 神楽沢近隣公園

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	3 箇年合計	摘要
指定管理料	19,000,000	19,560,000	20,110,000	58,670,000	
消費税相当額	1,900,000	1,956,000	2,011,000	5,867,000	
管理費合計	20,900,000	21,516,000	22,121,000	64,537,000	
変動率		102.95%	102.81%		当該年度／過年度

※ 神楽沢近隣公園は令和 6 年 4 月 2 9 日より開園

3 公園合計

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	3 箇年合計	摘要
指定管理料	49,752,540	49,568,540	51,141,240	150,462,320	
消費税相当額	4,975,254	4,956,854	5,114,124	15,046,232	
管理費合計	54,727,794	54,525,394	56,255,364	165,508,552	
変動率		99.63%	103.17%		当該年度／過年度

4 参考価格（4 箇年分）

3 箇年平均値≡「3 公園合計」／3		55, 169, 518	小数点以下四捨五入		
※ 阿漕ヶ浦公園見守り小屋鍵施開錠業務分を追加，年間当たりの上昇率を4%に設定，千円以下切り上げ					
項 目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	4 箇年合計
指定管理料	58, 427, 000	60, 674, 000	62, 921, 000	65, 169, 000	247, 191, 000
変動率	104. 00%	108. 00%	112. 00%	116. 00%	3 箇年平均値を 基準値とした変動